

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例等の一部を改正することについて

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

子育て支援を拡充することを目的として、未婚のひとり親に対し、税法上の寡婦又は寡夫に係る非課税措置、所得控除及び調整控除を適用させるため、改正するものであります。

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例等の一部を改正する条例

(秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正)

第1条 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和30年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 9 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者があるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして世帯等の区分をするものとする。

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 12 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者があるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして階層区分の認定をするものとする。

(秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「所得をいう。」の次に「ただし、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者にあつては、その者を寡婦又は寡夫とみなして算定した額とする。」を加える。

(秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第4条 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成27年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

- 1 1 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者があるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして階層区分の認定をするものとする。別表第2及び別表第3において同じ。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正</p>	
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1－8 (略)</p> <p>9 <u>備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者がいるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして世帯等の区分をするものとする。</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1－8 (略)</p>
<p>秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正</p>	
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p>

1-11 (略)

12 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより
地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同
項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者がある
ときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第
1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を
適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして階層
区分の認定をするものとする。

1-11 (略)

秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正

(助成の対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

(1)・(2) (略)

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による申請をした者にあつては、前々年)の所得(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号の規定による道府県民税(同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。))についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課

(助成の対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

(1)・(2) (略)

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による申請をした者にあつては、前々年)の所得(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号の規定による道府県民税(同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。))についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課

税所得以外の所得をいう。ただし、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者にあつては、その者を寡婦又は寡夫とみなして算定した額とする。) が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

税所得以外の所得をいう。) が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正

別表第1（第3条関係）

(略)

備考

1-10 (略)

11 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者があるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして階層

別表第1（第3条関係）

(略)

備考

1-10 (略)

区分の認定をするものとする。別表第2及び別表第3において同じ。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

未婚のひとり親に対する寡婦又は寡夫に係る非課税措置、
所得控除及び調整控除のみなし適用について

1 趣旨

未婚のひとり親は、婚姻関係にある配偶者と死別又は離別した場合に適用される税法上の寡婦又は寡夫に係る非課税措置、所得控除及び調整控除の対象にならないことから、この経済的支援の差の解消を目的として、条例の一部を改正するものです。

2 改正する内容

未婚のひとり親に対し、寡婦又は寡夫に係る非課税措置、所得控除及び調整控除を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして、利用者負担額及び給付額を決定するものです。

3 実施する時期

平成 3 0 年 4 月 1 日

4 寡婦（夫）控除等のみなし適用を実施する事業（31事業）

	対象事業	適用の効果	根拠規定
1	私立幼稚園就園奨励費補助事業	補助金の増額	要綱
2	助産施設入所事業	徴収金の減額	規則
3	ファミリー・サポート・センター事業	助成の適用	要綱
4	高等職業訓練促進給付事業 (母子家庭等自立支援給付金)	給付金の増額	要綱
5	自立支援教育訓練給付事業 (母子家庭等自立支援給付金)	給付金の増額	要綱
6	小児医療費助成事業	助成の適用	規則
7	ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用者負担金の減額	要綱

8	【公立幼稚園以外】 特定教育・保育施設等の利用者負担額	利用者負担金（保育料）の減額	条例
9	保育所入所等の費用の徴収	徴収金（保育料）の減額	条例
10	放課後児童健全育成事業（学童保育）	利用者負担金（利用料）の減額	規則
11	がん検診（胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺）	利用者負担金の減額	要綱
12	市民健康診査（39歳以下）	利用者負担金の減額	要綱
13	歯周疾患検診	利用者負担金の減額	※
14	高齢者インフルエンザ予防接種	利用者負担金の減額	※
15	高齢者肺炎球菌予防接種	利用者負担金の減額	※
16	障害児通所サービス	利用者負担金の減額	要綱
17	障害福祉サービス	利用者負担金の減額	規則
18	移動支援事業	利用者負担金の減額	要綱
19	日中一時支援事業	利用者負担金の減額	要綱
20	補装具給付扶助	利用者負担金の減額	規則
21	日常生活用具給付事業	利用者負担金の減額	要綱
22	自立支援医療	利用者負担金の減額	規則
23	地域活動支援センター事業	利用者負担金の減額	要綱
24	障害者訪問入浴サービス事業	利用者負担金の減額	要綱
25	身体障害者用自動車改造助成事業	助成金の増額	要綱
26	重度障害者住宅設備改良事業助成金	助成金の増額	要綱
27	障害者自動車運転免許取得費助成事業	助成金の増額	要綱
28	重度障害者緊急通報システム事業	利用者負担金の減額	要綱
29	心身障害者医療費助成事業	助成金の増額	条例
30	特定健康診査事業	利用者負担金の減額	要綱
31	【公立幼稚園】 特定教育・保育施設等の利用者負担額	利用者負担金（入園料・保育料）の減額	条例

※ 実施については、法令に基づき毎年度起案